

大阪市告示第187号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次の事業計画のある道路を、2年以内にその事業が執行される予定のものとして指定した。なお、その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月10日

大阪市長 横山英幸

指定年月日

令和7年1月31日

名称	指定区間		道路幅員	道路延長
	起点	終点		
大阪都市計画道路 新庄長柄線	東淀川区菅原 三丁目577番1	東淀川区東淡路 一丁目85番	23.00～40.00 m	540.00 m

(計画調整局建築指導部建築企画課)